

## 令和7年度 こども家庭庁 予算案のポイント

### こどものための保育の質の向上

- ・ 初めて1歳児に係る保育士等の配置改善を実施
- ・ 保育士等の抜本的な処遇改善（10.7%）
- ・ 現場の保育士等の負担を軽減する取組を拡充
  - － 保護者対応等を行うアドバイザー等の巡回支援を実施
  - － 保育補助者による現場への支援
- ・ こども誰でも通園制度の制度化 等

### より踏み込んだ、仕事と子育ての両立支援

- ・ 育休支援を大幅に拡充
  - － 育休取得した場合、手取り100%相当を給付
  - － 新たに育児のための時短勤務も給付対象化
- ・ 放課後児童対策パッケージに基づく待機児童解消の加速
  - － 平日夜間の人材確保を財政的に支援
  - － 夏休み中の開所支援による受け皿の量的拡充
- ・ 民間の企業内保育所等で働く保育士等の処遇改善 等

### 若い世代の生活と学びへの支援を拡充

- ・ 多子世帯の大学授業料等の無償化の所得制限を撤廃、全学部へ拡大
- ・ 低所得世帯やひとり親家庭のこどもの大学受験料等を支援する事業を創設
- ・ 学生等に生活援助物資を支援、相談につなげる事業を展開 等

### **発達に特性のある子どもと家族への支援**

- ・ 特性のある子どもに早期の発達相談・支援を行う事業を創設
- ・ 専門員の支援により、習い事や塾、スーパー、公共交通等で特性・障害のある子どもの受入れ環境を構築する事業を創設
- ・ 発達に特性のある子どもの個性を活かす調査・研究の推進 等

### **医療的ケア児や被虐待児童等への支援を充実**

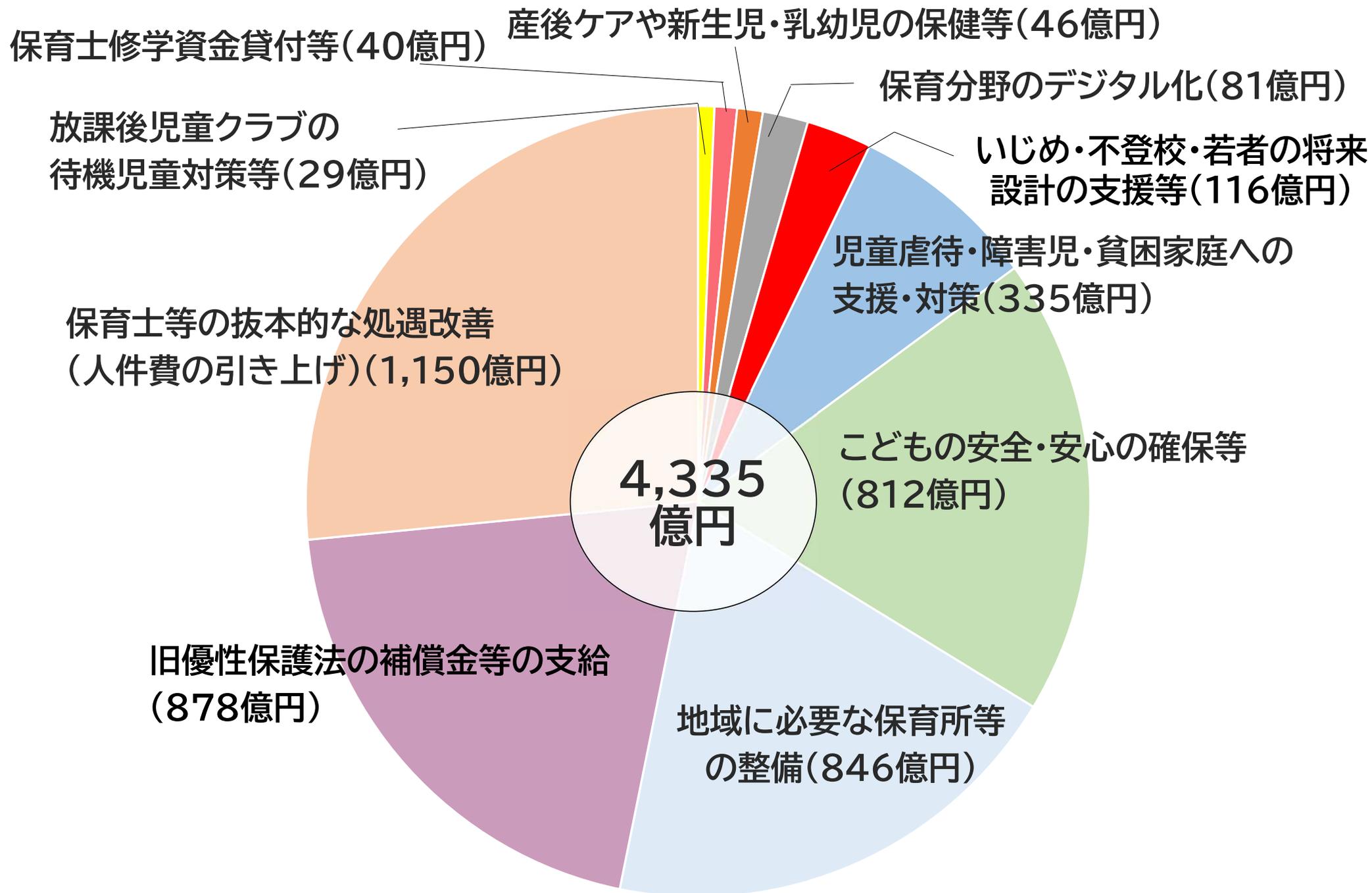
- ・ 医療的ケア児の一時預かり事業を創設
- ・ 保育所等における園外活動に係る移動への補助事業を創設
- ・ 困難を抱える子どもを支える児童養護施設等の職員の処遇改善 等

### **さらに寄り添った、貧困・ひとり親家庭支援**

- ・ ひとり親家庭等を支援する家庭生活支援員の報酬引き上げ
- ・ 新たに「離婚前後のカウンセリング支援」を導入
- ・ 裁判所手続きや就職活動等への付き添いサポートを開始
- ・ 自治体の創意工夫ある取組を国が財政支援する仕組みを導入
- ・ 困難を抱える子どもの早期発見・支援につなげるため、地域のプレイパークの立ち上げ等を支援する事業を新たに創設
- ・ 児童扶養手当の拡充の満年度化 等

### **児童手当の拡充の満年度化**

# 令和6年度補正予算の全体像(こども家庭庁)



「こどもまんなか」のバージョンアップ

- 1. こどもまんなかアクションの加速等 6.7億円
  - (1) 社会全体で子育てを応援する環境・意識の醸成
- 2. こども・若者視点の現場主義の強化 6.8億円
  - (1) こども・子育て支援の現場からの「声」を直接聞く取組の強化
  - (2) こども・若者の意見聴取に係る新たな仕組みの導入等 1.7億円
  - (3) 若者団体への支援等 0.4億円
  - (4) こどもの支援ニーズを把握するこどもデータ連携の推進 4.7億円
- 3. こども家庭庁におけるEBPMの強化等 0.2億円
  - (1) 事業全体についてのEBPMの導入等
  - (2) アカデミア連携型のリサーチデザインとEBPMの実施 0.2億円

未来を担うこどものための質の高い成育環境の提供

- 1. 多様で質の高い保育の持続的な確保 2,117億円
  - (1) 保育士等の処遇の抜本的な改善 1,150億円
  - (2) 利用者の保育所等の選択に資する情報提供の充実 1.5億円
  - (3) 「はじめての100か月の育ちビジョン」の推進 1.4億円
  - (4) 保育の提供体制の確保 840億円
  - (5) 過疎地域における保育機能の確保・強化 2.9億円
  - (6) 保育分野のデジタル化の推進 81億円
- 2. こどもの安心・安全の確保等 812億円
  - (1) 改正子ども・子育て支援法及び子ども性暴力防止法の円滑な施行に向けた準備 722億円
  - (2) こどもの居場所づくりへの支援の強化 4億円
  - (3) 保育所等の防災・減災対策の強化・加速等 86億円

地域の若者の将来設計の可能性の最大化

- 1. 地域の若者のライフデザイン(将来設計)への支援 95億円
  - (1) 地方の少子化対策事業への支援の拡充 83億円
  - (2) 民間企業等と連携したライフデザイン支援等 7億円
  - (3) 若年世代を対象としたプレコンセプションケアの推進等 5億円
- 2. 地域で安心して妊娠・出産できる環境の整備 46億円
  - (1) 妊娠・出産時の不安と負担の解消に向けた取組の強化 18億円
    - ・ 遠方で妊婦健診を受診する妊婦のための支援事業の創設
    - ・ 産後ケア施設の改修費等の支援
    - ・ 母子保健分野のデジタル化による負担軽減
  - (2) 新生児・乳幼児の保健の強化 27億円
    - ・ 「1か月児・5歳児」健康診査等支援
    - ・ 新生児マススクリーニング検査の強化
- 3. 誰でも地域で無理なく子育てできる社会への転換 29億円
  - (1) 放課後児童クラブの待機児童問題への対応 22億円
  - (2) 入院中のこどもの家族の付添いの環境改善 1.9億円

すべてのこどもの幸せを守り抜く

- 1. いじめ・不登校対策等の強化 8億円
  - (1) こどもの悩みを受け止め、つなぐ場に向けた取組 1億円
  - (2) 学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくり 4.1億円
  - (3) 地域における新たな不登校対策(不登校のこどもへの切れ目のない支援) 2.6億円
- 2. ひとり親家庭等への支援の強化 25億円
  - (1) 民間企業と協働したひとり親家庭の就業・定着の一体的支援 1.8億円
  - (2) ひとり親家庭に対するワンストップ相談体制の構築等 3.2億円
  - (3) こども食堂等を広域的に支援する民間団体の取組への支援 19億円
- 3. 困難に直面するこどもの幸せを守り抜く 311億円
  - (1) 地域におけるこどもホスピスへの支援 3億円
  - (2) ヤングケアラー支援の強化 7.3億円
  - (3) 児童相談所等のICT化等を通じた児童相談所の体制強化 7.6億円
  - (4) 児童福祉施設等の整備促進 102億円
  - (5) こども家庭センター設置・機能強化 1.1億円
  - (6) 児童養護施設等・障害児施設措置費の person 費の拡充等 174億円
  - (7) 児童養護施設退所者等に対する自立支援 4.7億円
  - (8) 共働き里親等への支援 0.6億円

このほか、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給、周知広報、円滑申請のためのサポート体制の構築 878億円

# 主 要 施 策 集

こどもまんなか  
こども家庭庁

## こども・若者の意見、現場の声の政策への反映を強化

### 政府審議会等のこども・若者割合の向上

各府省庁の審議会等の委員に、こども・若者を一定割合以上登用する取組をスタート

(参考)

- ・ 政府審議会等の委員のうち、若者(10~30代)は1.1%
- ・ 20代の委員は、政府全体でこども家庭審議会のみ

「各府省庁の各種審議会等の委員にこどもや若者を一定割合以上登用するよう取り組む」



令和6年11月22日(金)  
総合経済対策より抜粋

- こども家庭庁の審議会等でこども・若者の割合を増加
- また、各府省庁の審議会等においてこども・若者委員の登用割合が向上されるよう各府省庁と協議



審議会の議論に参加する20代の委員

### 現場主義の強化

子育て支援等の現場に足を運び、現場の問題意識・課題を政策につなげる取組を強化



11月6日 宮前区保育・子育て総合支援センター

(最近の取組例)

- ◎ 11月5日 東京都の児童相談所(新宿区)  
→ 児童虐待防止対策の取組の最前線を視察・ヒアリング
- ◎ 11月6日 宮前区保育・子育て総合支援センター(川崎市)  
→ 保育現場の皆様、保護者の皆様、自治体と意見交換
- ◎ 11月21日 いじめ防止対策について、八尾市、熊本市等と意見交換



- ・ 保育士等の処遇改善
- ・ こども家庭センターの全国展開
- ・ 児童相談所の体制強化(児童福祉司の人員確保等)
- ・ いじめ防止対策関係省庁連絡会議での新たに検討の表明
- ・ こどもの悩み等を受け止める取組の早急検討 等

## 結婚する前の若者のライフデザイン(将来設計)を支援

### 地域の創意工夫を活かした若者支援

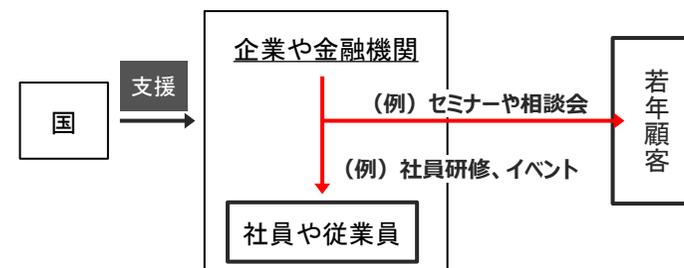
若者の将来設計を応援する取組を交付金で支援  
(例) 子育てに温かい地域社会の形成、安心感ある結婚支援  
子育てしながら充実した仕事ができる雇用環境の整備  
育児休業、家事・育児分担の促進 等



地域の創意工夫を活かせるよう  
制度を見直し(要件を大幅緩和)

### 民間企業等と連携した将来設計のサポート

新たに、民間企業等が行う社員や顧客向けの取組(例:セミナー、伴走型の相談支援など)を支援



### 若い世代を対象としたプレコンセプションケアの推進

若者が希望するライフデザイン(結婚・妊娠・出産等)の実現には、**性や妊娠・出産に関する正しい知識、健康管理(プレコンセプションケア)**が重要

- ・ 医療機関等での相談支援
- ・ 学生等向けの情報発信・普及啓発 等

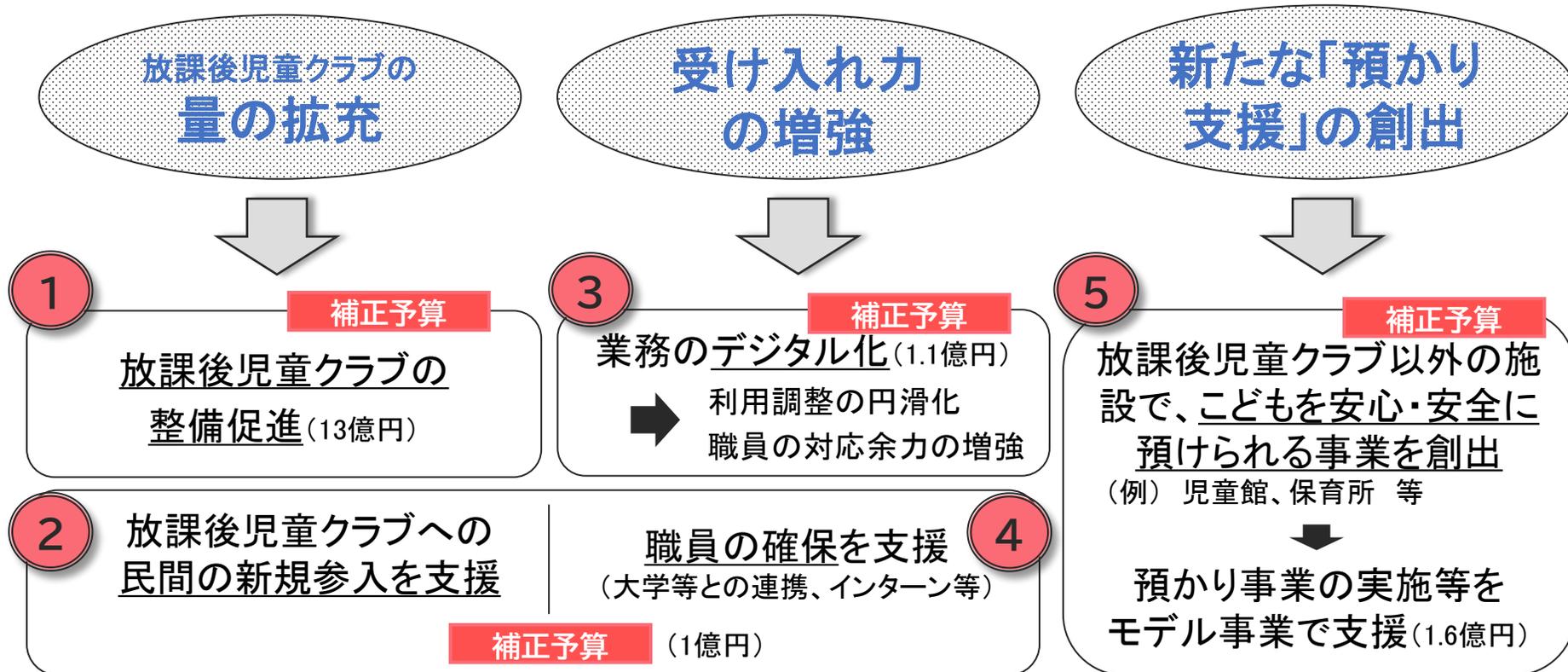
さらに、今後、若者との対話の機会を拡充して、例えば、結婚に不安を感じている若者や、そもそも結婚に希望を抱いていない若者も含めて、幅広い若者と忌憚なく意見交換するとともに、データに基づく客観的な分析等を行っていく

# 放課後児童クラブの待機児童問題への対応

## 放課後児童クラブの待機児童問題

### 3つの課題の解決に向けた5つの方策

#### 3つの課題



#### 5つの方策

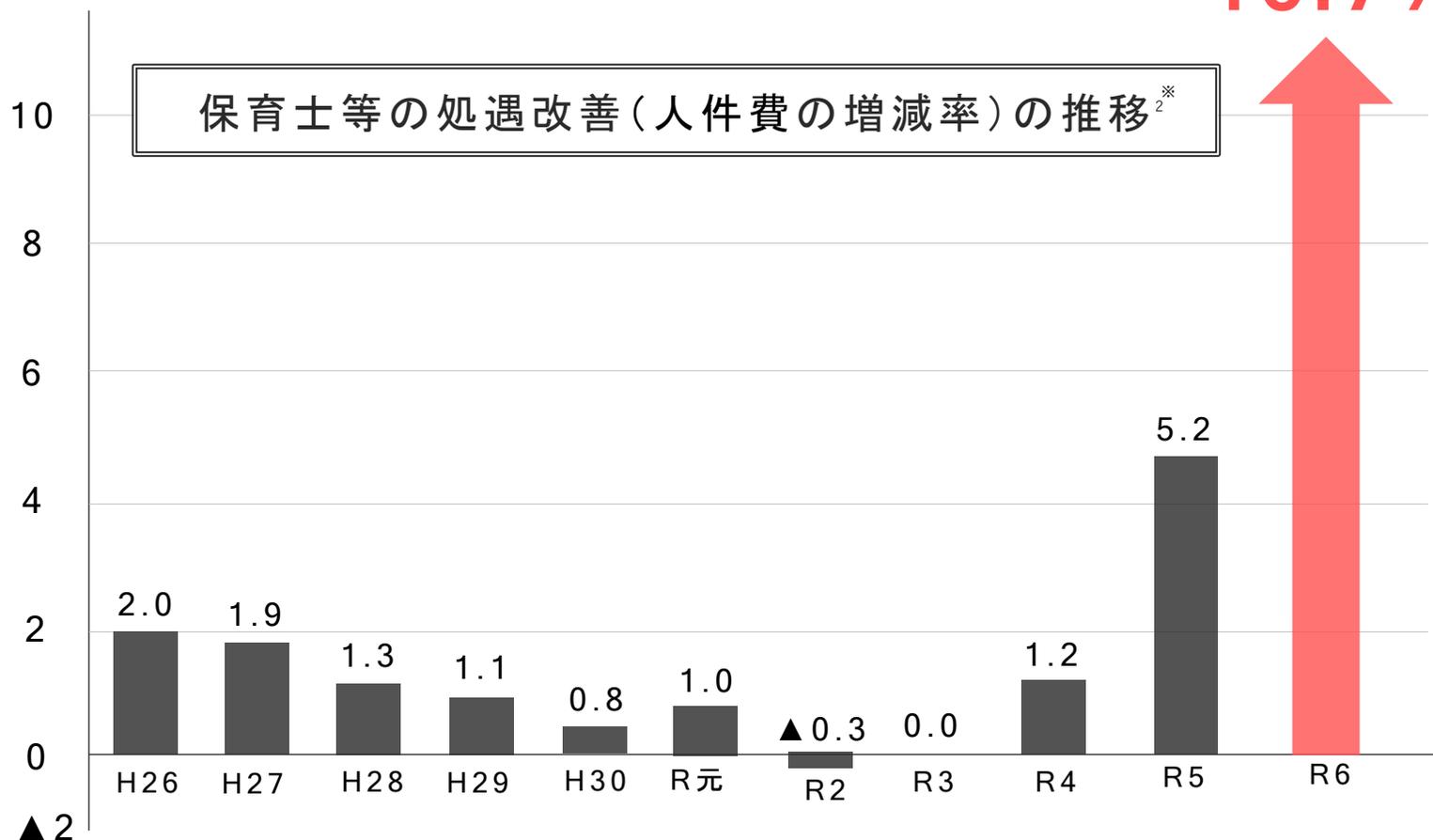
# 保育士等の処遇の抜本的な改善

## 現状からの「大脱却」を図る

### 抜本的な保育士等の処遇改善

過去最大<sup>1\*</sup>  
**10.7%**

人件費の引き上げ率  
(%)



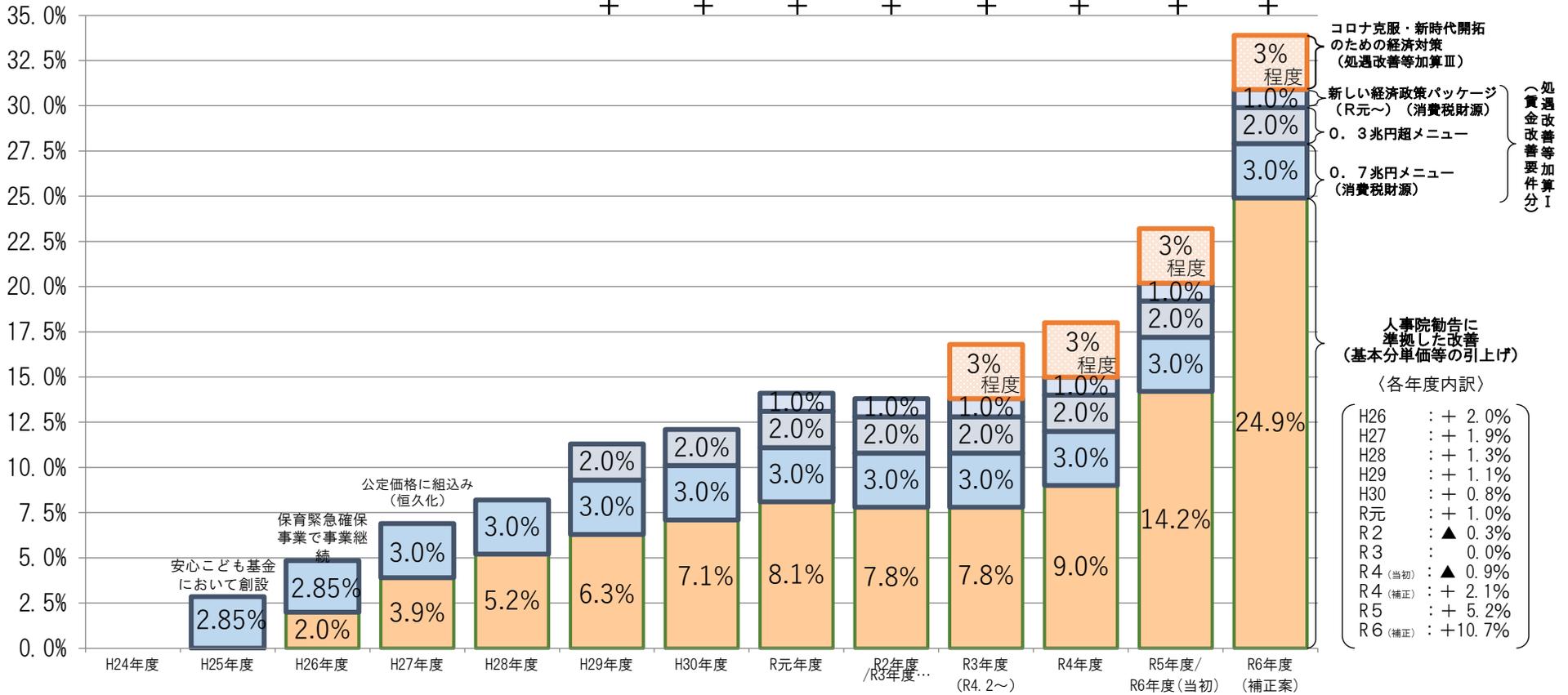
※1 現行の子ども子育て支援新制度(平成27年4月開始)において。

※2 引き上げ率は、各年度における人事院勧告を踏まえた保育士等の人件費の改定率である。

# 保育士等の処遇改善の推移



(改善率)



※ 処遇改善等加算（賃金改善要件分）は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施

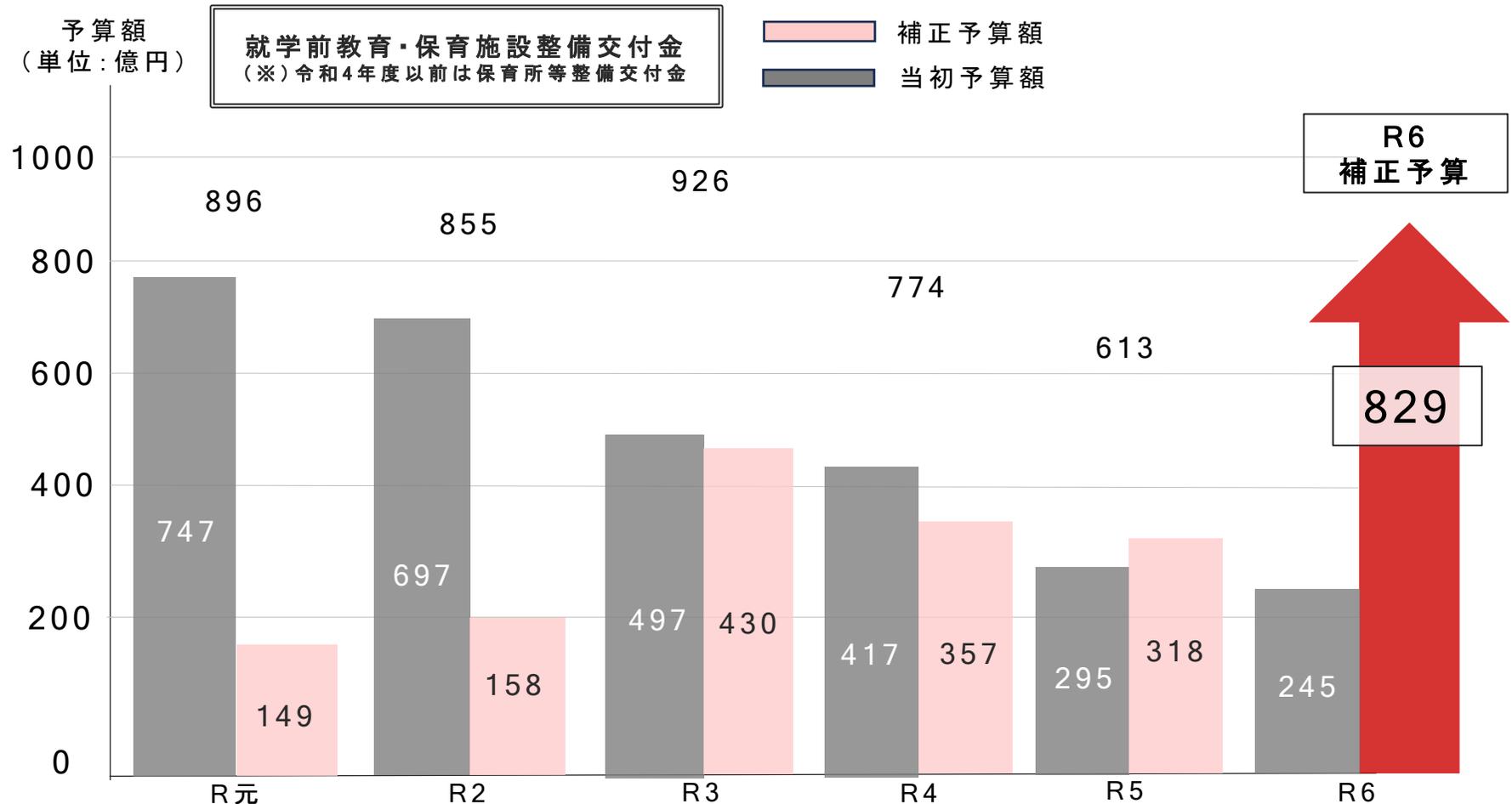
※ 各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額

※ 上記の改善率は、各年度の予算における改善率を単純に足し上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる。

※ 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」による処遇改善は、令和4年2～9月は「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」により実施。令和4年10月以降は公定価格により実施（恒久化）

# 保育の提供体制の確保（保育所等の施設整備）

## 安心・安全で質の高い保育へのニーズにしっかり応える



※「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等関係予算を含む。

# 困難に直面するこどもの幸せを守り抜く

## 新たに地域の「こどもホスピス」への支援を開始

生命を脅かす病気を抱える(LTC)こどもとその家族が、病院と自宅以外の居場所として、家族と一緒に、安心して遊びや学び、こどもとして「生きる」ことを全うできるような体験をしたり、家族にも安らぎの場となる環境を提供する施設・取組

国内のLTCのこども

約 **2万人**

(※) 民間調査による機械的な推計値。

国内のこどもホスピス

まだ **数か所** 程度

(※) 寄付等により運営している施設。

こうした中、各地で、地域で協力して「こどもホスピス」の活動を 立ち上げる動き

### 補正予算

地域でこどもホスピスを行う民間団体を自治体が支援するモデル事業を開始

- 遊び、学び、こども同士の交流、グリーフ・ケアなどの家族支援等の活動を財政支援等
- 地域の関係者らが支援の方策や管内の実態把握等を行う協議会等の開催が必須

(※) 地方自治体による民間団体への支援に国が補助

生命を脅かす病気を持つこどもとその家族の笑顔を増やすため  
こどもホスピスの全国普及に向けた取組を進める

# ひとり親家庭等への支援の強化

## ひとり親家庭等の実情を踏まえ寄り添う支援を強化

令和6年度補正予算

### 民間企業と協働した就業等の支援

(取組例) 企業とのマッチングを活用した強力な就業・定着支援

まず、企業と  
マッチング  
(⇒就職先を決定)

業務内容を見据え  
て講座受講、職場  
訓練(OJT)等

就職予定先に  
確実に就労・定着  
(⇒経済的安定)

本人の力や意欲を引き出しつつ、  
安定し、実情に沿う(両立サポートなど)

仕事への就労・定着

### デジタルで、ひとり親の「悩み」を「支援」につなぐ

仕事と子育てで忙しいひとり親は  
行政窓口との接点を持ちづらい

(例) 関係部署間の情報共有システム⇒包括的・一体的支援  
チャットボットで支援制度や担当窓口を案内

ひとり親家庭の  
「悩み」を「支援」につなぐ

### 「こども食堂」をサポートする法人を支援

「こども食堂」は増えているが、  
地域差が大

全国6つのブロックごとに「支援法人」を決定  
支援法人によるサポートを国が下支え  
(運営面・食材物資費用)



貧困、孤独・孤立した  
こどもを地域で支える

経済団体に対して、「ひとり親家庭等への就業支援」での協力を呼びかけていく

# 困難に直面するこどもの幸せを守り抜く

生まれてきてくれたこどもの命と笑顔を全力で守り抜く

## 児童虐待防止に必要な措置を前倒し

児童虐待防止には、総合的な対策が必要

1. 発生予防・早期発見

2. 虐待発生時の迅速対応

3. 被虐待児童の自立支援

補正予算で、児童虐待対策のポイントとなる取組を前倒し

こども家庭センターの  
設置を加速、機能強化

- ・ 都道府県が行う市町村への相談（コンサルティング）・研修等を支援し、設置促進・機能強化

令和8年度末までに  
全市町村に設置

児童相談所の体制強化

- ・ デジタル・AIの活用により、職員の業務サポートと対応力を増強

一時保護施設的环境改善

児相・警察間でリスク情報を  
リアルタイム共有

- ・ 全国の警察署等に児童相談所と直結した情報端末を配備  
⇒ リスク情報をリアルタイムで共有

温かく安定した家庭環境を提供する  
里親等委託の推進

- ・ 「共働き里親」の増加に向けて、企業等を活用したモデル事業で、勤め先の協力や送迎支援など、先駆的な事例の創出等を図る

被虐待児が、温かく安定した  
家庭環境で生活できる  
里親等委託の更なる推進

令和7年度概算要求額 2.1億円（1.8億円）

## 事業の目的

- こども基本法において、年齢や発達の程度に応じたこどもの意見表明機会の確保・こどもの意見の尊重が基本理念として掲げられるとともに、こども施策の策定等に当たって、こどもの意見の反映に係る措置を講ずることを国や地方自治体に対し義務付ける規定が設けられた。こども家庭庁は、その任務として、こどもの意見の尊重を掲げ、こどもの意見が積極的かつ適切にこども政策に反映されるよう取り組むこととしている。
- また、こども大綱においても「こども・若者の意見を政策に反映させるための取組（『こども若者★いけんぷらす』）を推進し、各府省庁が設定したテーマに加え、こども・若者が選んだテーマについても、こども・若者の意見の政策への反映を進める」とされているところである。
- このため、こども政策の決定過程におけるこども・若者の意見反映を推進するよう、各府省庁やこども家庭庁が施策を進めるに当たってこども・若者から意見を聴くための仕組みを設け、多様な手法を組み合わせながら、こども・若者からの意見聴取を実施する。

## 事業の概要

- 政策決定過程においてこども・若者の意見を反映させるため、各府省庁やこども家庭庁が示すこども・若者に関連するテーマやこども・若者自身が意見をしたいテーマに関し、対面、オンライン会議、チャット、Webアンケート及び施設等に出向いて意見を聴く方法などの多様な手法を組み合わせながら、こども・若者（通称：ぷらすメンバー）から意見聴取をする。聴いた意見は、こどもの最善の利益を実現する観点から政策に反映し、フィードバックに繋げる。さらに、意見聴取に当たっては、こども・若者の意見表明をサポートするファシリテーターが参画し、アイスブレイクやテーマに関してわかりやすい説明を行うなど、こども・若者が意見を言いやすい環境の下で実施する。【継続】
- こどもまんなか実行計画2024で「多くの、そして多様な意見を聴取し、政策に反映すべく、意見反映の意識や必要性の周知及び「こども若者★いけんぷらす」の広報活動をとおして、同事業に登録しているこども・若者の数を今後5年間で1万人程度とする。【こども家庭庁】」とされていることを受け、こども・若者に本事業へ登録してもらうための取組を実施する。【拡充】

【令和5年度実績】（テーマ数）27テーマ （意見聴取人数）2,650人（※延べ人数、アンケート回答件数含む）

## 実施主体等

【実施主体】国（一部委託）

令和7年度概算要求額 21百万円（11百万円）

## 事業の目的

- こども基本法第11条においては、「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるもの」とされている。
- こども大綱においては、「こどもや若者が意見を言いやすい環境をつくるため、安全・安心な場をつくり意見を言いやすくなるように引き出すファシリテーターを積極的に活用できるよう、人材確保や養成等のための取組を行う。」「こどもや若者にとってより身近な施策を行う地方公共団体において、様々な機会を捉え、こども・若者の社会参画の促進、意見を聴く取組が着実に行われるよう、上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供を行う。」とされているところである。
- 本事業においては、国が地方自治体にファシリテーターを派遣し、また地方自治体において活躍するファシリテーターを養成することで、全国各地でこどもの意見聴取を行う上で必要な環境整備に資することを目的とする。

## 事業の概要

### （1）地方自治体へのファシリテーター等派遣【継続】

こども・若者の意見反映に取り組む地方自治体を支援するため、ファシリテーター等を派遣する。ファシリテーターは、地方自治体におけるこども・若者の意見聴取に参加し、助言を行うとともに、地方自治体職員向けの研修等を実施する。

### （2）国・地方自治体におけるファシリテーター養成の支援【拡充】

令和5年度調査研究で作成した「ファシリテーター養成プログラム」を活用し、こども・若者からの意見聴取にあたって活躍が期待されるファシリテーターの養成のための研修を実施する。意見聴取が全国各地で行われることを念頭に複数箇所を実施する。

### （3）ファシリテーター養成プログラムの充実【継続】

（2）を通じて、令和5年度調査研究において、作成した養成プログラムの一層の充実に向けて検討する。

## 実施主体等

【実施主体】 国（一部委託）

令和7年度概算要求額 1.6億円（78百万円）

### 事業の目的

- こども基本法（令和4年法律第77号）第10条において、都道府県・市町村は、こども大綱を勘案して、当該自治体におけるこども施策についての計画（以下「自治体こども計画」という。）を定めるよう努めることとされている。また、当該計画は関連する他のこどもに係る計画と一体的に策定することができることとされている。
- 自治体こども計画の策定経費を支援するとともに、こども大綱が閣議決定され自治体における計画の策定が進められているところ、一体的に策定している計画の状況等について調査し、横展開を図ることにより、地域の実情に応じた自治体こども計画の策定を支援・促進する。

### 事業の概要

1. 自治体こども計画策定支援（現行のこども政策推進事業費補助金の一部に計上） **【拡充】**  
自治体が行う、こども計画策定に向けた地域の実情を把握するための実態調査、調査結果を踏まえたこども計画の策定経費に対し、補助枠を拡充し支援する。
2. こどもに関する計画の一体的策定・効果的な計画策定プロセスに係る好事例の横展開  
こども大綱が閣議決定され自治体における計画の策定が進められているところ、一体的に作成されている計画の状況や様々な自治体規模に合わせたモデルを調査分析し、計画策定にかかる効果的なプロセスを含め、地域の実情に合わせて自治体が柔軟に作成できるよう、好事例の横展開を図ることで自治体の計画策定を支援する。

### 実施主体等

1. **【実施主体】** 都道府県及び市区町村 **【補助率】** 1 / 2
2. **【実施主体】** 国（委託）

# 誰もが安心して子育てでき、こどもたちが笑顔で暮らせる社会を目指して

23年12月決定

## こども未来戦略MAP



★は、企業や全世代が応援して拠出する「子ども・子育て支援金」を充てて実施する施策です。

こども一人当たり子育て支援（GDP比）はOECDトップ水準の約16%に  
 ※OECDトップ水準のスウェーデンは15.4%

## 事業の目的

- 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

## 事業の概要

- 「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)に基づき、児童手当の抜本的拡充(①~④)を令和6年10月から実施することとし、これらの抜本的拡充のため、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により児童手当法を改正した。

- ①所得制限の撤廃      ②高校生年代までの支給期間の延長      ③多子加算について第3子以降3万円とする(※)
- ④支払月を年3回から隔月(偶数月)の年6回とする

※多子加算のカウント方法については、現在の高校生年代までの扱いを見直し、大学生に限らず、22歳年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある場合をカウント対象とする。

## 実施主体等

支給対象	高校生年代までの国内に住所を有する児童 (18歳到達後の最初の年度末まで)		所得制限	所得制限なし							
手当月額	【3歳未満】 (出生日の属する月の翌月から3歳の誕生日の属する月まで) 第1子、第2子：15,000円    第3子以降：30,000円	受給資格者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監護生計要件を満たす父母等</li> <li>・ 児童が施設に入所している場合は施設の設置者等</li> </ul>								
		実施主体	市区町村(法定受託事務) ※公務員は所属庁で実施								
	【3歳~高校生年代】 (3歳の誕生日の属する月の翌月から18歳到達後の最初の年度末まで) 第1子、第2子：10,000円    第3子以降：30,000円	支払期月	6回(偶数月) (各前月までの2カ月分を支払)								
費用負担	被用者		非被用者			公務員					
	3歳未満	<table border="1"> <tr> <td>支援納付金(※) 3/5</td> <td>事業主 2/5</td> </tr> </table>	支援納付金(※) 3/5	事業主 2/5	<table border="1"> <tr> <td>支援納付金 3/5</td> <td>国 4/15</td> <td>地方 2/15</td> </tr> </table>	支援納付金 3/5	国 4/15	地方 2/15	<table border="1"> <tr> <td>所属庁 10/10</td> </tr> </table>		所属庁 10/10
支援納付金(※) 3/5	事業主 2/5										
支援納付金 3/5	国 4/15	地方 2/15									
所属庁 10/10											
3歳以降	<table border="1"> <tr> <td>支援納付金 1/3</td> <td>国 4/9</td> <td>地方 2/9</td> </tr> </table>	支援納付金 1/3	国 4/9	地方 2/9	<table border="1"> <tr> <td>支援納付金 1/3</td> <td>国 4/9</td> <td>地方 2/9</td> </tr> </table>	支援納付金 1/3	国 4/9	地方 2/9	<table border="1"> <tr> <td>所属庁 10/10</td> </tr> </table>		所属庁 10/10
支援納付金 1/3	国 4/9	地方 2/9									
支援納付金 1/3	国 4/9	地方 2/9									
所属庁 10/10											

※令和7年度は子ども・子育て支援金(支援納付金)の収納開始(令和8年度~)前のため、つなぎとして発行される子ども・子育て支援特別公債を活用

喫緊の課題となっている放課後児童クラブの待機児童の解消に向けた受け皿整備等に関し、引き続き「場の確保」「人材の確保」「適切な利用調整（マッチング）」に取り組みつつ、浮かび上がってきた**3つの課題に対応した6つの対応策**を追加して整理。

### 3つの課題

#### ①待機児童発生状況の偏り

- ・長期休業前に多くの待機児童が発生（**時期**）
- ・特に必要性が高い小1の待機児童の発生（**学年**）
- ・一部の自治体において特に発生（**地域**）

◆待機児童数の変化	5月1.8万人 → 10月0.9万人
◆小1の待機児童数	2,209人（全体の12.5%）
◆待機児童の発生	東京都、埼玉県、千葉県で 全体の4割(R5と同様)

#### ②補助事業の未活用等

- ・様々な補助メニューの一層の周知が必要。
- ・安全対策のための定員管理の必要。

#### ③関係部局間・関係者間の連携

- ・福祉部局・教育委員会間での連携が不十分で、放課後児童クラブ・学校関係者の一層の連携協力が必要。

### 6つの対応策

1. 夏季休業期間中等の開所支援。
2. 特に就学にあたっての不安が大きい小学校新1年生の待機の解消。
3. 待機児童数の多い自治体に向け、民間の新規参入支援、人材確保策の実施、待機児童に対する預かり支援を行う等のモデル事業等を展開。
4. 待機児童数の多い自治体について、補助事業の丁寧な周知を図るとともに、補助事業の活用状況を含めた取組状況や待機児童の状況の詳細を公表。
5. 緊急的に受け入れ増に至った場合の安全対策について更なる方策の検討等。
6. 運営委員会や総合教育会議の活用促進、学校施設活用に際し教師の負担を生じさせることのない管理運営等の好事例の共有。

## 趣旨

- ▶ 「新・放課後子ども総合プラン」「放課後児童対策パッケージ2024」の実施により、受け皿確保は目標としていた152万人分をほぼ達成（151.9万人）。一方で、待機児童数は令和6年5月1日時点で1.8万人と、令和5年度の同時期（1.6万人）に比べて増加。
- ▶ 待機児童対策の一層の強化と放課後の児童の居場所確保に向け、こども家庭庁と文部科学省が連携し、予算・運用等の両面から令和6～7年度に集中的に取り組むべき対策として充実を図り、パッケージを改訂するものである。

放課後児童クラブの実施状況 (R6.5.1) 登録児童 151.9万人 待機児童 1.8万人  
(R6.10.1) 登録児童 147.1万人 待機児童 0.9万人

## 1. 放課後児童対策の具体的な内容について

### (1) 放課後児童クラブにおける待機児童の解消策

#### 1) 放課後児童クラブを開設する場の確保

- ① 施設整備に係る補助率の嵩上げ[R6補正]
- ② 学校（校舎、敷地）内における整備推進
- ③ 学校外における整備推進（補助引き上げ）
- ④ 賃貸物件等を活用した受け皿整備の推進（補助引き上げ）
- ⑤ 学校施設の積極的な活用
- ⑥ 保育所等の積極的な活用
- ⑦ 民間事業者による参入支援[R6補正]
- ⑧ スモールコンセッションによる事業所整備の周知

#### 2) 放課後児童クラブを運営する人材の確保

- ① 常勤職員配置の改善
- ② 職員に対する処遇改善
- ③ 職員の確保支援[R6補正]
- ④ 平日夜間の人材確保支援[R7拡充]
- ⑤ 保育士・保育所支援センター等やハローワークと連携した人材確保支援
- ⑥ ICT化の推進による職員の業務負担軽減[R6補正]
- ⑦ 育成支援の周辺業務を行う職員の配置による業務負担軽減
- ⑧ 放課後児童クラブ分野のDX化による職員の業務負担軽減[R6補正]

#### 3) 適切な利用調整（マッチング）

- ① 正確な待機児童数把握の推進、待機児童の詳細の公表
- ② 利用調整支援や送迎支援の拡充による待機児童と空き定員のマッチングの推進等

#### 4) 時期的なニーズ等への対応

- ① 夏季休業期間中における開所支援[R7拡充]
- ② 年度前半の開所支援のあり方の検討
- ③ 支援の単位あたりの児童数の考え方の検討

#### 5) 自治体へのきめ細かな支援とコミュニティ・スクールの仕組みの活用推進

- ① 待機児童が多数発生している自治体への支援
- ② コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進

### (2) 全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごすための強化策

#### 1) 多様な居場所づくりの推進

- ① 放課後児童クラブと放課後子供教室の校内交流型・連携型の推進[R7拡充]
- ② こどもの居場所づくりの推進(モデル事業、コーディネーター配置)[一部R6補正、R7拡充]
- ③ コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進(一部再掲)
- ④ 特別な配慮を必要とする児童への対応[一部R6補正]
- ⑤ 放課後児童クラブ待機児童への預かり支援実証モデル事業[R6補正]
- ⑥ 朝のこどもの居場所づくりの推進（好事例周知、機運醸成等）
- ⑦ 能登半島地震を踏まえた災害時の放課後等におけるこどもへの支援

#### 2) 放課後児童対策に従事する職員やコーディネーターする人材の確保

- ① 常勤職員配置の改善(再掲)
- ② こどもの居場所づくり支援体制の構築等を行うコーディネーター配置支援(再掲)
- ③ 地域学校協働活動推進員の配置促進等による地域学校協働活動の充実

#### 3) 質の向上に資する研修の充実等

- ① 放課後児童対策に関する研修の充実
- ② 性被害防止、不適切な育成支援防止等への取組[一部R6補正]
- ③ 事故防止への取組
- ④ 「はじめの100か月の育ちビジョン」と連携した広報
- ⑤ 放課後児童クラブ運営指針の改正
- ⑥ いわゆる「スキマバイト」への対応

## 2. 放課後児童対策の推進体制について

### (1) 市町村、都道府県における役割・推進体制

- ① 市町村の運営委員会、都道府県の推進委員会の継続実施
- ② 総合教育会議の活用による総合的な放課後児童対策の検討

### (2) 国における役割・推進体制

- ① 放課後児童対策に関する二省庁会議の継続実施
- ② 放課後児童対策の施策等の周知

## 3. その他留意事項について

### (1) 放課後児童対策に係る取組のフォローアップについて

- ① 放課後児童クラブの整備<152万人の受け皿整備を進め、できる限り早期に待機児童解消へ>
- ② 放課後児童クラブと放課後子供教室の連携<同一小学校区内でできる限り早期に全てを連携型へ>
- ③ 学校施設を活用した放課後児童クラブの整備<新規開設にあたり所管部局が求める場合、できる限り早期に全て学校施設を活用できるように>

### (2) 子ども・子育て支援事業計画との連動について

### (3) 子ども・子育て当事者の意見反映について

令和7年度概算要求額 1,392億円 + 事項要求 (1,398億円)

<子ども・子育て支援交付金>	令和7年度概算要求額	1,209億円	(1,223億円)
<子ども・子育て支援施設整備交付金>	令和7年度概算要求額	143億円	(143億円)
<こども政策推進事業費補助金(放課後関係)>	令和7年度概算要求額	29億円の内数 (22億円の内数)	
<保育対策総合支援事業費補助金(放課後関係)>	令和7年度概算要求額	11億円の内数 (11億円の内数)	

## 事業の目的

- 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために要する運営費及び施設整備費に対する補助。
- 実施主体：市町村（特別区を含む） ※市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができる

## 1. 運営費等(子ども・子育て支援交付金により実施)

### (1) 放課後児童健全育成事業(運営費)

放課後児童クラブの運営に必要な経費に対する補助

○運営費(基本分)の負担の考え方

保護者 1/2	国1/6※	} 1/3 ※国(1/6)は事業主拠出金財源
	都道府県1/6	
	市町村1/6	

### (2) 放課後子ども環境整備事業

既存施設を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するための改修等に必要な経費に対する補助

### (3) 放課後児童クラブ支援事業

#### ①障害児受入推進事業

障害児を受け入れた場合の加配職員の配置等に必要な経費に対する補助

#### ②運営支援事業

待機児童が存在している地域等において、アパート等を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するために必要な賃借料等に対する補助

#### ③送迎支援事業

放課後児童クラブへの移動や帰宅する際の送迎支援に必要な経費に対する補助

### (4) 放課後児童支援員の処遇改善

#### ①放課後児童支援員等処遇改善等事業

18:30を超えて開所するクラブにおける放課後児童支援員等の処遇改善に必要な経費に対する補助

#### ②放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

放課後児童支援員の勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善に必要な経費に対する補助

#### ③放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃金改善)

収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置に係る補助

### (5) 障害児受入強化推進事業

(3)の①に加え、障害児を3人以上受け入れた場合の加配職員及び医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員の配置等に必要な経費に対する補助

### (6) 小規模放課後児童クラブ支援事業

一の支援の単位を構成する児童の数が19人以下の小規模な放課後児童クラブに複数の放課後児童支援員等の配置をするために必要な経費に対する補助

### (7) 放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業

要支援児童等(要支援児童、要保護児童及びその保護者)に対応する専門的知識等を有する職員の配置に必要な経費に対する補助

### (8) 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業

遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等の経費に対する補助

### (9) 放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業

第三者評価機関による評価を受審するために必要な経費に対する補助

### (10) 放課後児童クラブ利用調整支援事業

放課後児童クラブを利用できなかった児童等について、当該児童のニーズにあった放課後に利用可能な施設等の利用のあっせん等を行う職員の配置に必要な経費に対する補助

## 2. 施設整備等（子ども・子育て支援施設整備交付金により実施）

### 放課後児童クラブの施設整備に必要な経費に対する補助

公立の場合：（嵩上げ前）国1／3、都道府県1／3、市町村1／3  
→（嵩上げ後）国2／3、都道府県1／6、市町村1／6

民立の場合：（嵩上げ前）国2／9、都道府県2／9、市町村2／9、社会福祉法人等1／3  
→（嵩上げ後）国1／2、都道府県1／8、市町村1／8、社会福祉法人等1／4

※国庫補助率の嵩上げについては、待機児童が発生している市町村等が対象。

## 3. 研修関係（こども政策推進事業費補助金により実施）

### （1）放課後児童支援員認定資格研修事業

放課後児童支援員として認定されるために修了が義務づけられている研修を実施するために必要な経費に対する補助

### （2）放課後児童支援員等資質向上研修事業

現任職員向けの研修を実施するために必要な経費に対する補助

## 4. その他（保育対策総合支援事業費補助金により実施）

### こどもの居場所の確保

#### （1）放課後居場所緊急対策事業

待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上の市町村における放課後児童クラブを利用できない児童を対象に、児童館や小学校等の既存の社会資源を活用し、放課後等に安全で安心なこどもの居場所を提供する。

#### （2）小規模多機能・放課後児童支援事業

地域の実情に応じた放課後のこどもの居場所を提供するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所などを組み合わせた小規模・多機能の放課後児童支援を行う。

### 育成支援の内容の質の向上 ※両事業は、保育士関連の事業と連動して実施

#### （1）放課後児童クラブ巡回アドバイザーの配置

利用児童の安全確保や、こどもの自主性、社会性等のより一層の向上が図られるよう、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市町村等に配置する。

#### （2）放課後児童クラブの人材確保支援

放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育所支援センター等において、求人情報の提供や事業者とのマッチングを行う。また、同センターと連携し、市町村において就職相談等の支援を行う。

## 事業の目的

- 放課後児童クラブの待機児童が解消に至っていないことから、本事業では、待機児童が生じている都道府県・市町村が実施、提案する、放課後児童クラブに勤務する職員を確保するための先駆的な取組や民間事業者による放課後児童健全育成事業への参入を促進する事業の実施等に係る経費を補助することにより、放課後児童クラブの量的拡充を図り、もって待機児童の解消を図る。

## 事業の概要

- 放課後児童クラブの待機児童が生じている都道府県（待機児童数300人以上）・市町村（待機児童数100人以上）が、待機児童を解消する目的で、放課後児童クラブに勤務する職員を確保するため、事業の魅力発信を向上させる先駆的な取組や新たに民間事業者による放課後児童健全育成事業への参入を促進する事業等について、国において採択を行い、当該事業の実施等に係る経費を補助する。  
ただし、既存事業（保育士・保育所支援センター設置運営事業、保育士や保育事業者等への巡回支援事業、職員の資質向上・人材確保等研修事業、子育て支援員研修事業）で対応できる事業内容については、対象外とする。

### <具体的な取組例>

- ・ 都道府県内の大学や短大等の高等教育機関等と連携したインターンシップ派遣や放課後児童クラブの職場見学会の開催
- ・ シルバー人材センター等と連携した新たな担い手確保のための研修の開催
- ・ こどもの居場所を運営する団体や、スポーツクラブや塾等の民間企業等に対して、放課後児童クラブに参入することを促進する広報や研修等の実施
- ・ 放課後児童クラブの職場の魅力発信を向上させる広報・周知活動

## 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市町村（都道府県：待機児童数300人以上、市町村：待機児童数100人以上）

※令和7年度に上記人数以上の待機児童が生じる見込みの場合も含む。

【補助率】 定額（国：10/10）

【補助単価（年額）】 都道府県：10,000千円、市町村：3,000千円

## 事業の目的

- 放課後児童クラブの待機児童が解消に至っていないことから、本事業では、待機児童が50人以上生じている市町村において、現在、待機となっている児童等に対して、開所日数や開所時間等が放課後児童クラブと同程度の預かり支援を行う事業の検討や実証等に係る経費を補助することにより、放課後のこどもの居場所を確保するとともに待機児童の解消を図る。

## 事業の概要

### (1) 関係者による協議の場の設置

- ・ 待機児童解消を目指すことと並行し、待機児童等が利用することのできる放課後児童クラブと同程度の預かり事業の実証に向けた協議を行う場（以下、「関係者協議会」という。）を設け、市町村域の担当部署や学校・教育委員会、事業者等の関係者を集め、待機児童の生活実態や自治体における受け皿整備の課題について調査等を通じて把握した上で、ニーズに応じた事業実施に向けた具体的な対応策の検討、評価等を行う。

### (2) 放課後児童クラブと同程度の預かり支援事業の実施

- ・ 関係者協議会において議論された課題を踏まえ、待機児童や新たに放課後児童クラブの利用を希望する児童に対して、学校や児童館等の既存の社会資源を活用した放課後児童クラブと同程度の開所日数や開所時間を設定した預かり支援事業を実証する。

#### <具体的な支援事業の例>

- ・ 児童館等のこどもの居場所の開所時間を近隣の放課後児童クラブの開所時間同等まで延長する等の預かり支援事業
- ・ 放課後子供教室の終了後に、居場所が必要な児童に対して別途、預かりを行う事業
- ・ 児童等のニーズに応じた、小学校区を超えて利用できる事業（送迎支援事業や送迎ステーション事業の試行的運用等）の実施
- ・ 保育所や企業主導型保育施設等の活用による小規模な預かり支援事業

### (3) 成果物の提出・好事例の横展開

- ・ 実証事業実施後は、成果を報告書としてとりまとめ、広く周知するとともに、国に報告する。  
国は、自治体から随時報告を受けた上で、提出のあった成果物から好事例を精査し、更に横展開を図る。
- ・ なお、本事業の検証結果については、市町村における令和7年度以降の待機児童解消計画等に反映する。

## 実施主体等

【実施主体】市町村（待機児童が50人以上生じている市町村（令和7年度に待機児童が50人以上生じる見込みのある市町村を含む。））

【補助率】定額（国：10/10）

【補助単価】1自治体あたり年額：4,000千円

## 事業の目的

- 放課後児童クラブの利用手続きや運営に係るオンライン化、ICT導入は進んでいない。そのため、放課後児童クラブ分野のDXを推進することにより、利用調整の円滑化による待機児童対策、利用者の利便性向上、業務負担軽減などが見込まれる。
- 本事業では、市町村域における放課後児童クラブDX推進に必要な業務要件定義の検討やアプリケーション（ツール）の開発（既存システムの改修を含む）等を通じ、入所申請等に係る手続きのオンライン化、利用調整、市町村と事業所間の情報連携、事業所と保護者間の日常的なやりとり、育成支援の記録等、市町村放課後児童クラブ担当部局や放課後児童クラブにおける総合的なDX推進のため、実証等を行う。
- 成果物を活用し、業務標準化やアプリケーションの仕様の検討、好事例の横展開等を行い、放課後児童クラブDXを推進する。

## 事業の概要

- 放課後児童クラブDXを推進するためのコンソーシアム（構成員：市町村、放課後児童クラブ運営法人、事業所、開発ベンダー等）を設置する市町村に対して、実証に係る経費を補助する。
- 実証する業務範囲は、複数の機能を接続するようなものを想定。例示している業務間をつなぎ、シナジー効果を発揮できるようにする。

## 想定される業務・機能例

### 市町村

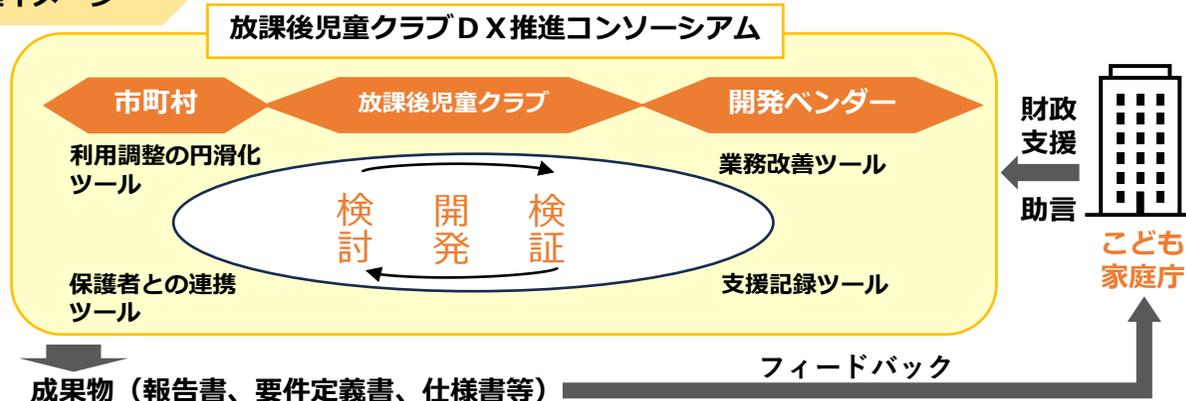
- ・利用申請手続き、面談等の予約
- ・利用調整、空き定員の公表

### 放課後児童クラブ

- ・児童の出欠席の記録、管理
- ・保護者からの欠席、遅刻、早退等の連絡
- ・保護者への連絡、アンケートの実施
- ・利用料の請求、請求書の作成
- ・職員の出退勤の管理、自治体への報告
- ・市町村からクラブへの情報提供
- ・育成支援の記録 等

### これらをつなぐもの

## 事業イメージ



## 実施主体等

【実施主体】市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）

【補助率】定額（国：10/10）

【補助単価】1自治体あたり年額：10,574千円

## 事業の目的

文部科学省の最新の調査では、いじめの重大事態件数は過去最多を更新しており、いじめを政府全体の問題として捉え直し、こども家庭庁、文部科学省など関係省庁の連携の下、こども家庭庁が学校外からのアプローチによるいじめ防止対策に取り組むことで、学校におけるアプローチ等と相まって、いじめの長期化・重大化防止、重大事態の対処の適切化を推進する。

【参考】いじめの重大事態件数（令和6年10月31日 令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査）  
・令和5年度重大事態件数：1,306件（令和4年度：919件（+387件））（過去最多）

## 事業の概要

### 学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証

#### ①実証地域（自治体の首長部局）での開発・実証

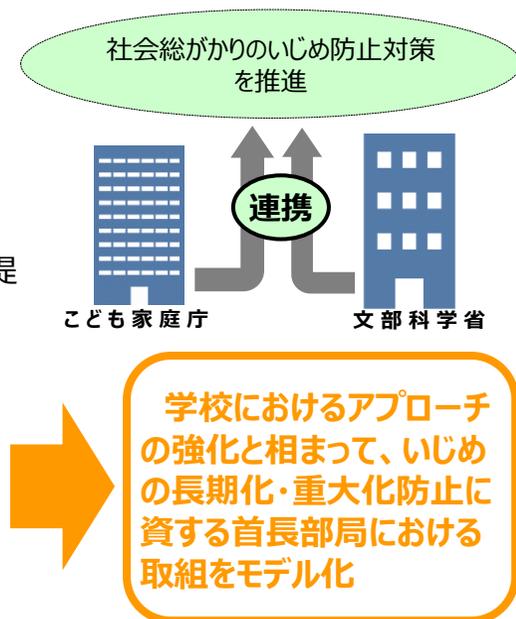
自治体の首長部局において、専門家を活用するなど、学校における対応のほかに、いじめの相談から解消まで関与する手法等の開発・実証を②と連携して行う。

#### （開発・実証イメージ）

- ・令和6年度に未実施の地域（ブロック）や、都道府県レベルでの実証地域の拡充
- ・相談対応のみならず、首長部局がいじめ解消まで関与すること、関係部局等との連携体制を構築することを前提
- ・いじめの長期化・重大化を防止する観点から、以下のテーマ等にも重点的に取り組む
  - 学校以外の集団におけるいじめに対応するための体制構築（認知時の情報共有、指導者等への研修など）
  - 被害児童生徒・保護者支援のための体制構築
  - 加害児童生徒・保護者支援のための体制構築
  - 首長部局と警察、学校が連携し、相談内容に応じて情報共有や解消に向けた連携した対応を行うための体制構築
- ・実証地域での成果・課題を踏まえた、首長部局でのいじめ解消の仕組み導入のための手引きの作成

#### ②実証地域への専門的助言や効果検証及び重大事態報告書の分析等

①の実証地域における取組への専門的助言や効果検証の伴走支援等（民間団体等に委託）



## 実施主体等

- |                    |         |             |
|--------------------|---------|-------------|
| ①実証地域（首長部局）での開発・実証 | 【委託先】   | 都道府県、市区町村   |
|                    | 【補助割合等】 | 委託費（国10/10） |
| ②実証地域への専門的助言や効果検証等 | 【委託先】   | 民間団体等（1団体）  |

①実証地域	令和6年度（R6.7月時点）	令和6年度補正予算
地域数	12カ所	16カ所
補助率等	委託費（国10/10）	委託費（国10/10）

令和6年度補正予算 2.6億円

## 事業の目的

- 最新の調査（令和5年度）では、小中学校の不登校のこどもが過去最多の約35万人になるとともに、そのうちの約4割（約13万人）に当たるこどもが、学校内外の機関等で専門的な相談等を受けていない状況となっており、一人一人の状況に応じた適切な支援が届いているとはいえない。
- 学校につながりがもてず、また、地域社会とのつながりももてずにいるこどもを含め、不登校のこども・保護者の悩みやニーズ等に対し、各地域において、こどもの育ちの点からきめ細かく対応する支援策の実証や体制構築を支援することにより、不登校のこどもへの包括的で切れ目ない支援モデルを創出し、社会的な自立につながることを目的とし、学校内外の機関等で専門的な相談を受けていない不登校のこどもの割合の低下を目指す。

## 事業の概要

- ① 地域において、教育委員会と連携するほか、必要に応じて関係機関・民間施設（NPO・フリースクール）等と連携し、不登校のこどもの心身の状況や、休み始めから回復するまでの時期に応じた支援の手法等について開発・実証
- ② 教育委員会との連携にあたって首長部局の窓口の役割を担ったり、不登校のこどもや保護者のサポートを行うために医療や福祉などの関係機関等との連携・調整を行ったりするコーディネーターの活用により、首長部局における支援体制の構築

### （時期に応じた支援の例）

#### ◆ 休み始める時期

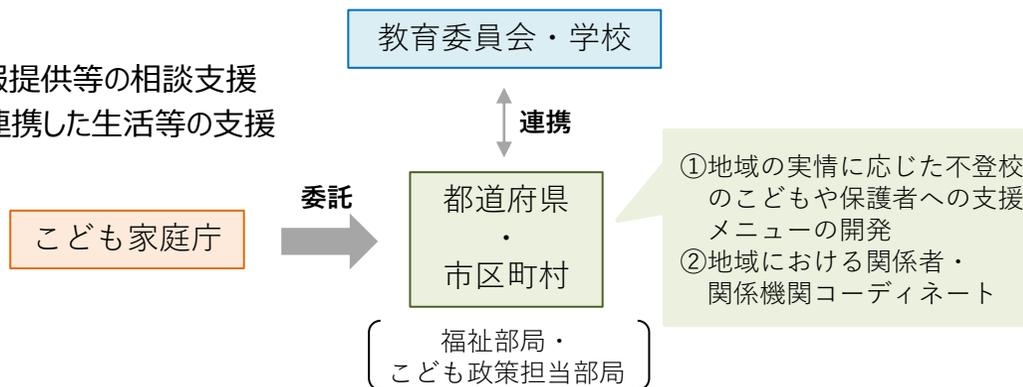
- ・ 不登校のこどもの今後の見通しや地域の支援メニューに関する情報提供等の相談支援
- ・ 不登校のこどもの発達特性に応じた医療や福祉等の専門機関と連携した生活等の支援

#### ◆ 家庭で過ごし休養する時期

- ・ 家庭で過ごす不登校のこどもへの支援
- ・ 行政機関と民間施設等が協力した相談会の開催
- ・ 自治体における民間施設等の情報提供

#### ◆ 回復傾向にあつて他者との関わりが増える時期

- ・ 民間施設等を利用するこどもの通所送迎支援
- ・ 民間施設等における、学校生活や生活リズムに慣れない小学校低学年のこどもに対する支援
- ・ 民間施設等における、高校生へのキャリア形成に向けた支援



## 実施主体等

【委託先】 都道府県・市区町村

令和6年度補正予算 1億円

## 事業の目的

- 様々な悩みをもつ全てのこどもの学校外の相談を受けとめる場について、こどもが利用できる官民の相談窓口等の実態を把握・整理し、こども、保護者等に対し広報活動を行うことにより、悩みの深刻化、重大化を防ぎ、こども誰一人取り残すことのない、こどもまんなか社会の実現を図る。

## 事業の概要

### 1. こどもの悩みを受け止め利用しやすいサービスの検討及び官民の相談窓口等の実態整理

様々な悩みをもつこどもからの相談について、相談窓口が非常に多く、相談先が分かりにくいこと、相談の実態が十分に整理・共有されていないことが課題とされている。このため、こどもの悩みを受け止め、こどもが利用できる官民の相談窓口等の実態を早急に把握・整理する。

虐待、貧困、いじめ、不登校、ヤングケアラー、非行、孤独・・・



#### 【「相談」に関するこどもの悩み】

- ① 相談先が分からない、調べたら相談窓口も多い、結局どこに相談すればよいか分からない
- ② 行政や学校（学校関係者）、親には相談したくない
- ③ モヤモヤしているが、悩みをうまく表現できない
- ④ 電話は使わない、電話を聞かれない
- ⑤ 相談する勇気がない、こんなことで相談してもよいか不安



#### 【方向性】

- ✓ こどもにとって、アクセスしやすいもの
- ✓ こどもにとって、使いやすい・分かりやすいもの
- ✓ こどもにとって、負担が少ないもの
- ✓ こどもにとって、使ってよかったと思われるもの

### 2. こどもの悩みを受け止める諸活動の普及・広報事業

国や自治体並びに民間団体等による、こどもの悩みを受け止める諸活動について、こども・保護者等への普及・広報活動を行う。

## 実施主体等

【委託先】民間団体等

令和7年度概算要求額 60百万円（61百万円）

## 事業の目的

- 近年、小中高生の自殺者数が増えており、令和5年の小中高生の自殺者数は513人と、過去最多を記録した令和4年（514人）と同程度の水準となっている。特に、中高生の自殺者数は令和2年頃に増加し、高止まりしている。
- 令和5年から「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」（議長：こども政策担当大臣）を開催し、こどもの自殺対策の強化に関する施策を「こどもの自殺対策緊急強化プラン」としてとりまとめ、関係省庁一丸となって総合的な施策を推進している。
- 本事業では、本プランに基づき、こどもの自殺対策の推進に向けた要因分析及び広報啓発活動を実施し、こどもの自殺対策の強化を図り、こどもが自ら命を絶つようなことのない社会の実現に寄与する。

## 事業の概要

### ① こどもの自殺の要因分析（こども政策推進事業費補助金）

- 令和6年度に実施した多角的な要因分析（※）の結果を踏まえ、引き続き、こどもの自殺の実態解明に取り組むとともに、分析に当たっての課題把握に取り組む。
- （※）警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する自殺に関する統計及びその関連資料を用いた多角的な要因分析を行うための調査研究を実施する予定



### ② こどもの自殺対策の推進に資する広報啓発活動（こども政策推進事業委託費）

- 中学生や高校生を対象に、自殺予防・自殺対策について、訴求力のあるデジタルコンテンツの作成・発信等を行い、関係省庁と連携した広報啓発活動に取り組む。



## 実施主体等

【実施主体】民間団体 【補助率】10/10